平成２５年（フ）第１３３２３号
東京都稲城市東長沼2120―10　グランドールＢ216
債務者　千葉　明恵
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３２４号
東京都練馬区高松６丁目20―11―101
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３３０号
東京都江東区大島３丁目18―10　三瓶方201
債務者　早川　義弘
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３３６号
神奈川県相模原市中央区共和３丁目10―22―303
債務者　金澤　秀享
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３３７号
東京都大田区羽田５丁目15―８
債務者　海老澤　徹
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３３８号
東京都世田谷区玉川３丁目28―２―103
債務者　後藤　奈美
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４０号
東京都練馬区石神井町４丁目24―７　キャッスルウイスタリア１Ｆ―Ａ
債務者　小嶋　明美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３５６号
東京都江戸川区中葛西１丁目28―１―503
債務者　岩滿　晴三
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３５８号
東京都品川区八潮５丁目８―40―1004
債務者　寶田　節子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３６１号
埼玉県草加市谷塚上町703―３―203、住民票上の住所東京都足立区竹の塚６丁目４―４―112
債務者　田中有希子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３６９号
東京都足立区小台２丁目33―16―５
債務者　金子　雄二
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３７０号
東京都大田区西蒲田４丁目２―９―205
債務者　神野　　勉
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３７５号
東京都立川市若葉町４丁目25―１　若葉町団地17―405
債務者　尾沼　佑紀
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３７６号
東京都北区桐ケ丘１丁目17―39―701
債務者　佐藤　敏男
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３７７号
東京都北区桐ケ丘１丁目17―39―701
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部